

2011 春闘速報

札幌圏2011春季生活闘争闘争委員会

2011年7月7日発 第31発行責任者 平野博宣 011-210-0505 Fax011-210-0606

法は正しく理解すること!

鈴蘭交通労組 札幌地裁判決 「保有台数減=余剰人員生→雇止め」はダメ!
道労委 不当労働行為救済命令は8月初旬発令へ

全自交鈴蘭交通労組役員ら3名の雇止め無効を求めた裁判の判決が7月6日札幌地裁で言い渡されました。本訴えは、09年12月に嘱託乗務員3名(内1名は労組副委員長)が会社より10月施行のタクシー新法に適用するため実施する減車に際して、余剰人員対策として通告された雇止めは解雇権の濫用であるとしたものです。3名は何れも60歳~70歳代であり、10年7月には契約を打ち切られました。判決では、本雇止めを「減車の時期や台数が不確定のまま行われ、合理性を欠く」とし「解雇権濫用であり無効」と厳しく断罪しました。又、会社の計画立案も、「人員自然減なども一切考慮」せず、前提となる基礎人員把握も雑であるとし、タクシー新法の趣旨を正しく理解しない姿勢を強く指摘しました。鈴蘭交通労組は同裁判と共に、北海道労働委員会へ不当労働行為救済の申し立てを行っており、8月上旬には命令交付の予定となっています。同労組と組合員の奮闘に心より敬意を表します。



地域呼びかけ運動を推進しよう!

第2回の地域呼びかけ学集会(学ぶ集会)は

「精神障害の労災認定」をテーマに開催予定!

日時: 2011年7月29日(金)
18:00~19:30

第3回: 2011年8月30日(火)

第4回: 2011年9月29日(木)

場所: ほくろうビル 5F会議室

第4回目は日程変更となっています。

要求・交渉状況についてお知らせ下さい! FAX:011-210-0606

mail:spk-chiku-union@mse.biglobe.ne.jp